

## 虐待防止のための指針

sansui スタジオ  
虐待防止及び身体拘束適正化委員会

### 【法人施設・事業所における虐待に関する基本的な考え方】

虐待は、お子さまの尊厳ある生活を阻むものである。当法人・事業所では、法人理念に則り、「可能性と出会う」という環境作りに努め、サービス提供にあたっては、お子さまの尊厳と主体性を尊重し、虐待を正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、虐待防止に向けた確固たる意識をもち、支援の実施に努める。

#### （1）虐待の定義

「虐待」とは、お子さまを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）や児童福祉施設従事者が お子さまの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいう。また具体的な各虐待の定義は次の通りである。

##### ① 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、傷みをあたえる行為。正当な理由なく 身体を拘束すること。  
（具体例）・平手打ちをする・殴る・蹴る・壁にたたきつける・つねる・髪、耳、鼻などを強く引っ張る・おやつ等を与えない・引きずる、衣服をつかんで強制する等。

##### ② 性的虐待

性的な行為やその強要（表面上は同意をしているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）  
（具体例）・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・更衣やトイレ等の場面のぞく、映像や画像を撮影する等。

##### ③ 心理的虐待

脅しや脅迫、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的に苦痛を与えること。  
（具体例）・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・差別的に扱う・子ども扱いする・話しかけているのに意図的に無視する・失敗等を嘲笑したりそれを話したりするなど利用者に恥をかかせる等。

##### ④ 放棄・放任(ネグレクト)

食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや 医療や教育を受けさせない等によって、障がい者の生活環境や身体・精神的 状態を悪化、又は不当に保持しないこと。  
（具体例）・体から異臭がするなど衛生状態が悪い・ひどく空腹を訴え、栄養状態が悪化している・必要な福祉サービスを受けさせない・病気やケガをしても受診させない等。

## (2) 虐待行為と刑法

虐待は、刑事罰の対象になる場合がある重大な事案であることを職員一人ひとりが認識すると共に、これまでに本業界において発生した様々な虐待事案において、虐待した障害者福祉施設等の職員が逮捕、送検された事案が複数起きている事実を理解しなくてはならない。

### ① 身体的虐待：

刑法第 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪

### ② 性的虐待：

刑法第 176 条強制わいせつ罪、第 177 条強姦罪、第 178 条準強制わいせつ、準強姦罪

### ③ 心理的虐待：

刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉毀損罪、第 231 条侮辱罪

### ④ 放棄・放置：

刑法第 218 条保護責任者遺棄罪

## (3) 虐待した職員や役職者への処分等

虐待の事実確認と原因の分析を通じて虐待に関係した職員や事業所の役職者の責任を明らかにする必要がある。刑事責任や民事責任、行政責任に加え、道義的責任が問われる行為であるため、真摯に受け止め、法人として責任の所在に応じた処分を行う。処分に当たっては、労働関連法規及び就業規則の規定に基づいて厳正に行う。また処分を受けた職員について、懲戒の種類が退職または解雇ではない場合、虐待防止や職業倫理等に関する教育および研修の受講を義務づけ、お子さまの対応にあたる際には観察期間を設け、再発防止のための対応を徹底して行う。

## (4) 虐待における事業所としての役割

児童虐待防止法第5条に定められている通り、職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない。それを踏まえ、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、「虐待の早期発見」に努めるとともに「虐待の発生予防」や「虐待が発生している家庭への援助」という役割も担う。

### 【虐待防止に向けた組織体制】

虐待防止に向けた組織体制として「虐待防止及び身体拘束適正化委員会」を常設し、本委員会の委細は別途「虐待防止及び身体拘束適正化委員会 設置要綱」に定めるものとする。

### 【虐待防止のための職員教育・研修】

虐待防止及び身体拘束適正化委員会は、虐待防止と人権を尊重した支援の励行について普及・啓発するとともに、本指針に基づき、全職員を対象に年1回以上の研修を実施する。また、新規採用者には、採用時に補足研修を行う。研修を実施した際は実施者、実施日、内容等を記載した記録を作成の上、これを保管する。

### 【利用者等に対する指針の閲覧】

本指針は事業所内にていつでも閲覧できる形で保管すると共に、令和6年度中にホームページ内に掲載する。

**【その他虐待防止に必要な基本方針】**

当該指針は、虐待防止及び身体拘束適正化委員会において定期的に見直しを実施し、本社へ報告の上、必要な改正等を行う。

**（附則）**

この指針は、令和6年4月1日から施行する。